

## 市第14号議案

### 横浜市駐車場条例の一部改正

横浜市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年5月18日提出

横浜市長 中 田 宏

### 横浜市条例（番号）

#### 横浜市駐車場条例の一部を改正する条例

横浜市駐車場条例（昭和38年10月横浜市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「部分の延べ面積」を「部分の床面積」に改め、「という。）」の次に「、専ら道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための施設（以下「自動二輪車専用駐車施設」という。）並びに共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿」を加え、「この項において」を削り、同項の表を次のように改める。

(1)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区
(2)	特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）に供する部分の床面積と、非特定用途（特定用途以外の用途（共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿を除く。）をいう。以下同じ。）に供する部分の床面積に0.5を乗じて得た面積との合計の面積	特定用途に供する部分の床面積
(3)	1,000平方メートル	2,000平方メートル

(4)	百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗及び事務所を除く。）に供する部分	非特定用途に供する部分	百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分	倉庫又は工場の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び工場を除く。）に供する部分
(5)	200 平方メートル	250 平方メートル	550 平方メートル	200 平方メートル	300 平方メートル	250 平方メートル
(6)	$1 - \frac{1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積})}{6,000 \text{ 平方メートル} \times (2) \text{の項に掲げる面積} - 1,000 \text{ 平方メートル} \times \text{建築物の延べ面積}}$			$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}}{2 \times \text{建築物の延べ面積}}$		
<p>(備考)</p> <p>(2)の項に規定する特定用途に供する部分及び非特定用途に供する部分並びに(4)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設並びに共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿の用途に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。</p>						

第4条第2項を削り、同条の次に次の2条を加える。

(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第4条の2 駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域又は周辺地区若しくは自動車ふくそう地区内において、特定用途に供する部分の床面積が3,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち次表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（建築物の延べ面積が6,000平方メ

ートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)の台数(10台を超える場合は、10台とする。)以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の位置、規模等から荷さばきのための駐車施設を附置することが著しく困難であると市長が認める場合においては、この限りでない。

(1)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫又は工場の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び工場を除く。)に供する部分
(2)	3,000平方メートル	8,000平方メートル	3,500平方メートル	6,500平方メートル
(3)	$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}}{\text{建築物の延べ面積}}$			
<p>(備考)</p> <p>(1)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設並びに共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿の用途に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。</p>				

2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の駐車台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に含めることができる。

(建築物の新築の場合の自動二輪車専用駐車施設の附置)

第4条の3 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において、特定用途に供する部分の床面積が1,000平方メートル

を超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち次表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。）の台数以上の特定自動二輪車が駐車することができる規模を有する自動二輪車専用駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

(1)	百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗及び事務所を除く。）に供する部分
(2)	3,000平方メートル	10,000平方メートル
(3)	$1 - \frac{1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積})}{5,000 \text{ 平方メートル} \times \text{建築物の延べ面積}}$	
<p>(備考)</p> <p>(1)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設並びに共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿の用途に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。</p>		

第5条を次のように改める。

（大規模な事務所、倉庫及び工場の特例）

第5条 前3条の規定にかかわらず、次表の(1)の項に掲げる地区又は地域内に同表の(2)の項に掲げる用途のいずれかに供する部分の床面積が10,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者について第4条、第4条の2第1項又は前条の規定を適用する場合においては、第4条の表の(4)の項、第4条の2第1項の表の

(1)の項又は前条の表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積は、当該部分の床面積のうち10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じて得た面積の合計に、10,000平方メートルを加えて得た数値の面積とする。

(1)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区
(2)	事務所、倉庫又は工場	事務所

第6条中「延べ面積」を「床面積」に、「前2条」を「第4条及び前条」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(建築物の増築又は用途変更の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第6条の2 建築物の増築又は用途変更をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなし第4条の2及び第5条の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の荷さばきのための駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなしこれらの規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の荷さばきのための駐車施設の駐車台数を減じて得た台数(増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている荷さばきのための駐車施設の駐車台数が、増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならない最小の規模の荷さばきのための駐車施設の駐車台数を上回ってい

る場合は、その上回っている分の台数を控除する。)以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の駐車台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に含めることができる。

(建築物の増築又は用途変更の場合の自動二輪車専用駐車施設の附置)

第6条の3 建築物の増築又は用途変更をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなし第4条の3及び第5条の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなしこれらの規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数を減じて得た台数(増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている自動二輪車専用駐車施設の駐車台数が、増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、その上回っている分の台数を控除する。)以上の特定自動二輪車が駐車することができる規模の自動二輪車専用駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

第7条中「前3条」を「第4条から前条まで」に、「駐車施設を」を「駐車施設、荷さばきのための駐車施設又は自動二輪車専用駐車施設(以下「駐車施設等」という。)を」に、「当該駐車施設」

を「当該駐車施設等」に改める。

第8条中「各号の」を削り、「第6条まで」を「第6条の3まで」に改める。

第9条の見出し中「建築物」の次に「の敷地」を加え、「駐車施設」を「駐車施設等」に改め、同条中「第6条まで」を「第6条の3まで」に改める。

第10条の見出し中「駐車施設」を「駐車施設等」に改め、同条第1項中「第6条まで」を「第6条の3まで」に改め、「により、」の次に「交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合その他」を加え、「駐車施設」を「駐車施設等」に、「200メートル以内」を「300メートル以内」に改め、同条第2項中「第6条まで」を「第6条の3まで」に、「駐車施設」を「駐車施設等」に改め、同条第3項中「第6条まで」を「第6条の3まで」に、「200メートル以内」を「300メートル以内」に、「駐車施設」を「駐車施設等」に改め、同条第4項中「前3項の規定により駐車施設を設けようとする」を「前各項の規定の適用を受けようとする」に、「駐車施設の位置、規模及び構造について」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第4条の2及び第6条の2の規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者が、建築物又は建築物の敷地外に他の者と共同で荷さばきを行うための駐車施設を整備することその他のこれらの規定により建築物又は建築物の敷地内に附置しなければならない最小の規模の荷さばきのための駐車施設を整備することに代わる措置と

して市長が認める代替措置を講ずるときは、当該代替措置の内容に応じ、これらの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設を附置せず、又は市長が定める規模を有する荷さばきのための駐車施設とすることができる。

第11条の見出し中「駐車施設」を「駐車施設等」に改め、同条第1項中「から第6条まで」を「、第5条、第6条」に、「自動車1台分」を「駐車台数1台」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める建築物については、車いす使用者のための駐車施設として、少なくとも1台以上の自動車の駐車のために供する部分の規模を、駐車台数1台につき幅3.7メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

第11条第4項中「及び第2項」を「から第4項まで」に、「駐車施設」を「駐車施設等」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前2項」を「前各項」に、「駐車施設」を「駐車施設等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第4条の2、第5条、第6条の2又は前条の規定により設けなければならない荷さばきのための駐車施設の自動車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上又は幅4メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、その建築物の構造又

は敷地の位置、規模等から市長が特にやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

- 4 第4条の3、第5条、第6条の3又は前条の規定により設けなければならない自動二輪車専用駐車施設の特定自動二輪車の駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅1メートル以上、奥行2.3メートル以上とし、特定自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。

第12条の見出し中「駐車施設」を「駐車施設等」に改め、同条中「第6条まで」を「第6条の3まで」に、「駐車施設の」を「駐車施設等の」に、「第10条第4項」を「第10条第5項」に改め、「含む。」の次に「次条及び」を加え、「当該駐車施設」を「当該駐車施設等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(定期報告)

第12条の2 第10条第1項から第4項までの規定により設けられた駐車施設等の所有者又は管理者は、当該駐車施設等の維持管理の状況について、毎年度規則の定めるところにより、市長に報告しなければならない。

第13条中「第6条まで」を「第6条の3まで」に、「前条まで」を「第12条まで」に、「駐車施設」を「駐車施設等」に改める。

第14条第1項中「駐車施設」を「駐車施設等」に改める。

第16条第3項中「第10条第4項」を「第10条第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に建築物の新築又は増築若しくは用途変更の工事に着手している者が設けなければならない駐車施設については、この条例による改正後の横浜市駐車場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる駐車施設に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提 案 理 由

倉庫、工場等に附置すべき駐車施設の最低駐車台数を緩和し、荷さばきのための駐車施設及び自動二輪車専用駐車施設の附置義務に関する規定を新設し、並びに有効な土地利用に資する場合において隔地駐車施設の特例を認める等のため、横浜市駐車場条例の一部を改正したいので提案する。